

東広島市地域包括支援センター運營業務委託プロポーザルに係る質問内容と回答について

令和8年6月30日

東広島市健康福祉部地域包括ケア推進課

番号	質問事項	質問内容	回答
1	基本仕様書 7 設置場所及び設備 (3) 設備について イ 車両の台数について	配置の目安を上回る車両を配置することは問題ないか。 また、リース料として経費計上しても問題ないか。その場合、委託料は増額されるか。	基本仕様書に示す車両の配置の目安を上回る車両を配置することとし、リース料を見積額に含めることは可能ですが、その場合に提案上限額の増額はありません。
2	基本仕様書 10 センターの配置人数と職種 (1) ア 配置人数	①仕様書に記載している圏域ごとの3職種の配置人数以上に人員を配置することは可能か。 ②可能な場合、その職種の勤務体制は常勤である必要があるか。 ③非常勤でも可能な場合、法人の他の事業所との兼務は認められるか。 ④3職種の配置人数とは別に事務職員を配置することは可能か。 ⑤可能な場合、その職種の勤務体制は非常勤でも可能か。 ⑥業務過多により人員を増加した場合、委託費は増額されるのか。	①可能です。 ②③3職種の配置人数以上に人員を配置される場合の勤務体制に規定はありません。 ④可能です。 ⑤事務職員を配置される場合の勤務体制に規定はありません。 ⑥人員を増加した場合に提案上限額の増額はありません。
3		委託期間の間に起こる職員の処遇改善（ベースアップ）は委託費に含まれているのか。	提案上限額に委託期間の間に起こる職員の処遇改善（ベースアップ）は含まれていません。 契約期間中に人件費等経費の変動が生じ、委託料が不相当となった際には、市と委託事業者との間で変更協議を行い、変更が妥当な場合には、委託料に適切に反映することとします。
4		自施設で運営している場合、家賃相当の金額が支給されないのはなぜか。	圏域住民に対し、交通の利便性や分かりやすさに配慮した位置に地域包括支援センターを設置することを標準的な仕様としており、既存の自施設を充てる場合は、その必要がないことから支給の対象外としています。そのため、加算はありませんが、光熱水費等の当該業務に必要な経費は見積額に含めることができます。